

第9期 東久留米市介護保険運営協議会（第4回） 会議録

1 会議名 第9期 東久留米市介護保険運営協議会（第4回）

2 日 時 令和7年8月21日（木）午後7時から午後8時30分まで

3 会 場 東久留米市役所7階 701会議室

4 出席委員 奥山委員（会長）、檜垣委員（副会長）、後藤委員、長谷川委員、安達委員、小玉委員、中島委員、福泉委員、島崎委員、赤星委員、佐々木委員、新妻委員 以上12名

5 欠席委員 明日委員、田中委員 以上2名

6 事務局 中谷福祉保健部長、廣瀬介護福祉課長、大木係長・鈴木主任（以上、保険係）、東海係長（介護サービス係）、原田係長（地域ケア係）、池主査、地域包括支援センター職員、在宅介護支援センター職員

7 傍聴人 なし

8 次第

（1）開会

（2）配布資料確認

（3）議題

議題1 第9期東久留米市介護保険運営協議会（第3回）の会議録について

議題2 令和6年度東久留米市地域包括支援センターの運営実績等について

議題3 令和7年度東久留米市地域包括支援センターの事業計画書等について

議題4 第9期計画の数値目標の進捗等について（令和6年度取組評価）

（4）その他

（5）閉会

9 配布資料

【資料1】 第9期東久留米市介護保険運営協議会（第3回）会議録（案）について

【資料2】 令和6年度東久留米市地域包括支援センターの運営実績等について

【資料3】 令和7年度東久留米市地域包括支援センターの事業計画書等について

【資料4】 第9期計画の数値目標の進捗等について（令和6年度取組評価）

【参考資料1】第10期計画策定に向けた高齢者アンケート調査の実施について

【参考資料2】令和7年度新規事業について

10 会議録

- (1) 開会 (省略)
- (2) 配布資料確認 (省略)
- (3) 議題

議題1 第9期東久留米市介護保険運営協議会（第3回）の会議録について

(省略)

議題2 令和6年度東久留米市地域包括支援センターの運営実績等について

【会長】 議題2について、事務局より説明願う。

【事務局】 議題に入る前に、議事進行に係る連絡事項であるが、議題2及び議題3における説明者の補助として、各包括支援センター及び在宅介護支援センターの職員の方が出席している。協議会委員のうち2名の委員においては、センターの職員として事務局を補助することとなるため議題の進行時においては、両委員は一時退席とする。

【事務局】 議題2、令和6年度東久留米市地域包括支援センターの運営実績等について、資料2に沿って説明する。令和6年度事業計画に基づく事業報告についてであるが3包括とともに、おおむね計画どおりに事業運営ができており、事業内容も数多くあるため、重点課題についての取組を中心に報告する。

まず、1ページ目が、東部地域包括支援センターの重点課題と具体的な取組の令和6年度の報告となる。

総合相談支援業務については、課題として要介護申請をつなげる必要がある人と事業対象者とすべき人の振り分けが不十分であるということについて、窓口質問票を活用し、要介護認定申請と事業対象者を適切に振り分けるという計画となっており、報告としては、自主グループへの紹介件数は11件、支援強化型の御利用へは6件、つなげることができた。次に、2点目で生活支援体制整備事業について、課題としては、地域住民が主体となり介護予防・フレイル予防の意識を高め、推進していくため、通いの場の設置数及び参加率の向上を目指すもので、課題に対する取組としては、通いの場の新規開設を2件、令和5年度末時点の東部圏域における通いの場1か所当たりの参加実人数に対する参加率を設定し、報告内容としては、通いの場の新規開設が、氷川台紙飛行機倶楽部と氷川台菜園ク

ラブの開設がされた。また、地域資源の紹介が149件、新規加入が44ということである。既存団体への新規申込み数は34件、地域のイベントや市の介護予防事業への参加が25名となっている。

次に、総合相談支援業務について、地域包括支援センターの認知度が低いという課題において、10月に上の原で試験的に開催予定の健康教室にて、地域包括支援センターのPR等を行っている。また、隨時行われる地域のイベントや自治会の集まりでのPRという実施計画を設定している。その他の自治会や企業、小学校等での認知症サポーター養成講座の開催を計画しており、報告としては、氷川台自治会の紙飛行機イベントでの多世代交流の企画をはじめ、地域包括支援センターとの関わりが薄い子育て世代への地域包括支援センターの紹介等も行っている。また、氷川台農園の活動についても、多世代交流を行っている。認知症サポーター養成講座のPRの結果、子育て世代の申込みにもつながっている。認知症サポーター講座については、第二小学校の学校公開での授業でのサポーター養成講座の実施や、神宝小学校、六小と藤和ライブタウンのマンションの住人に対する認知症サポーター講座等も実施している。

次に5ページ、中部地域包括支援センターの令和6年度の重点課題と具体的な取組についてである。包括的・継続的ケアマネジメント業務では、課題として社会的つながりの希薄や寂しさから、高齢者は飲酒行動に陥りやすく、アルコールの関連問題を抱えるケースが増加しているということが挙げられ、計画に対する具体的な取組としては、高齢者やその家族について、様々な角度からアセスメントする力をつけ、チームアプローチをするための勉強会を実施するということで、報告としては、アルコール依存症の勉強会を5月、7月、9月に開催し、10名前後の参加する勉強会が実施できた。

次に、総合相談支援業務について、課題としては、地域共生社会の実現には住民皆で支え合う地域づくりが必要であるが、自治会離れ等の地域の結びつきが薄いという現状があり、計画としては、地域包括支援センターの周知や、通いの場の立ち上げがない地域の自治会に対する働きかけを行うということで、出前講座等の実施を計画した。報告内容としては、自治会ごとに温度差があり、コンタクトが取れていない自治会等もあるが、他の既存グループ、シニアクラブ等へのアプローチを行っていく検討をしている。

次に、運営体制について、課題としては、認知症、アルコール問題、精神疾患、身寄りがない方や、ペット問題、重層的な課題が存在するケースが増加しているということであり、課題に対する取組としては、各職員が研修や勉強会に参加することで対応力の向上に

努めるとともに、初期段階から複数で対応することにより、心身の負担軽減に努めるという内容である。報告としては、定期的に研修や勉強会に参加しており、出席した研修や勉強会の資料を回覧する等、情報の共有ができたということである。また、困難ケースや虐待ケースについては、複数名での対応ができずにいるケースもあるが、相談員同士で相談しながら対応に努めているという報告である。

次に9ページ、西部地域包括支援センターについて、重点的課題と具体的取組として、1点目は、生活支援体制整備事業、課題としては、通いの場が抱える課題を共有する機会がないということで、具体的な取組内容としては、通いの場の懇談会のアンケートの結果を用いて、通いの場に対する「認知症サポーター養成講座」の開催や、グループごとの懇談会を企画している。また、専門職派遣の利用ということで計画をしている。報告内容としては、認知症カフェのグループや脳トレのグループへの認知症サポーター講座を開催したこと、グループを超えた地域住民同士の交流が図れることができた。また、専門職派遣だけでなく、法人作業療法士の派遣なども行い、積極的に実施ができたという報告である。

次に、認知症地域支援・ケア向上事業についてであるが、こちらの課題としては、認知症があっても地域とつながり安心して生活を続けていくために、地域住民が「認知症について正しい知識で見守る」必要がある、また、広報活動の担い手が不足しているという課題である。課題に対する具体的な取組としては、本人ミーティングの実施と、包括職員以外のキャラバン・メイトへの協力要請、担当圏域のキャラバン・メイト数の増加や、認知症カフェへの専門職派遣の実施を挙げており、報告としては、推進員の会議の中で、本人ミーティング実施の報告や、年間の認知症サポーター養成講座の開催についても、目標どおり実施できていた。また、包括職員以外のキャラバン・メイトのカフェへの参加協力も得ることができたと報告を受けている。専門職派遣については、5か所実施ができ、下期にも2か所実施できたというところである。

3点目、権利擁護業務についての課題としては、虐待ケース、困難ケースについて、複数名の対応が必要とであり、具体的な取組としては、2名以上が関わり、センターとしての機能強化を図るという計画で、報告としては、2名で対応は実施できているが、相談対応から同じメンバーでの対応継続が困難であったということと、センター内で協力し、対応したことである。終結まで2名対応の継続が困難であったとも報告を受けている。

事業計画に対する事業報告は以上である。

次に、各地域包括支援センターの収支決算の状況について、2ページ目と3ページ目が、

東部地域包括支援センターの収支決算の報告、6ページ目と7ページ目が、中部地域包括支援センターの報告、10ページ目と11ページ目が、西部地域包括支援センターの報告となっている。

次に、東久留米市地域包括支援センターに係る公正・中立性に関する評価基準についてであるが、同評価基準に基づき、令和7年3月末を基準日として運営実績に基づき評価したものとなる。

4ページ目に、東部地域包括支援センターの報告、8ページ目に中部地域包括支援センター、12ページ目に西部地域包括支援センターの評価基準となっており、評価表の項目では、設置状況、広報活動、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの3分野について、評価項目、評価指標を示したものとなっている。指標は6項目で、確認欄に適か要改善かということで記載している。各センターの評価結果としては、全項目に適と評価し、要改善の項目がなかったことから、一定の公正・中立性が保たれているという評価である。

地域包括支援センターの運営実績等については、以上である。

【会長】 事務局の説明に対し、質問・意見等はあるか。ないようなので次の議題へ進む。

議題4 令和7年度東久留米市地域包括支援センターの事業計画書等について

【会長】 議題3について、これについても事務局の説明を求める。

【事務局】 議題3、令和7年度東久留米市地域包括支援センターの事業計画書等について、資料3に沿って説明する。

各地域包括支援センターの事業実施に際し、年度当初に事業計画の提出を市が受けている。1枚目が今年度の重点課題と具体的な取組となっており、2枚目以降が計画書詳細という形になっている。計画については、契約内容に基づき、市が統一した内容を記載し、具体的な取組の欄を各地域包括支援センターのほうで記載している。また、計画策定に当たっては、前年度の計画の評価を参考にするとともに、市担当者と各専門職の業務連絡会で事業の方向性等を共有し、計画に生かせるようにしている。

今年度の重点課題と具体的取組についてであるが、資料1ページ、東部地域包括支援センターの今年度の重点課題と具体的取組について、事業名は、生活支援体制整備事業、課題としては、第2層協議体がここ数年、開催回数が1回となっており、地域課題に関して、多職種連携によるアイデア、助言を得る場面が少なかったことが挙げられる。計画の概要

としては、現在実施している「上の原みまもり連絡会」や「東部地域センター館内会議」を、第2層協議体として位置づけ、「上の原みまもり連絡会」では、自治会組織等と連携し、地域課題に対して協力体制で実施することや、「東部地域センター館内会議」では、館内事業者と連携し、専門分野を生かした事業運営を実施としている。

2つ目は、認知症地域支援・ケア向上事業について、課題としては、既存の認知症カフェへの支援等が、生活支援コーディネーター中心となっていることが挙げられる。計画の概要としては、まず、センター内で地域活動ミーティングを行い、相談員も認知症カフェに参加し、参加する中でカフェの意向を確認し、チームオレンジの設置が可能であれば、働きかけていく方針としている。

3つ目としては、総合相談業務について、課題としては、みまもりに関して、連絡会の開催回数が既定回数行えていないことが挙げられる。民生委員やみまもり協力員だけでなく、新聞や宅配業者、その他自治会関係など様々な機関と連携していく必要がある。計画としては、みまもりネットワーク連絡会の開催を年2回以上行うこととしている。

東部地域包括支援センターの計画書の詳細については、2ページ以降に掲載している。

次に10ページ、中部地域包括支援センターの今年度の重点課題と具体的取組、1つ目は、生活支援体制整備事業についてで、課題としては、高齢化による独居高齢者の増加や地域のつながりの希薄化により、防犯被害の早期発見が遅れたり、犯罪抑止力が低下するおそれがあることが挙げられる。計画としては、「ボランティアゴミ袋を活用した地域のみまわり活動」を実施する。地域の環境美化だけではなく、防犯対策にもつながり、さらには健康増進にもつながる効果的な取組になるようにしている。

2つ目としては、権利擁護業務についてで、認知症や精神疾患、身寄りなし、「8050問題」等、様々な問題が複雑化・重層化しているケースや、「制度の狭間」の問題等、既存の制度による解決が困難なケースが増えていることが課題として挙げられる。計画としては、包括内でケースの共有をし、対応の検討を行う。対応する際は複数で対応を行う。また、包括だけで解決できない問題は、市役所、社協、在宅療養相談窓口、保健所等、他の機関の協力を得ながら解決を目指すとしている。

3つ目は任意事業についてで、課題としては、認知症への理解不足や偏見、相談窓口の周知不足等が原因で、認知症の方やその家族が孤立し、心身の負担が大きくなっていることが挙げられる。計画としては、認知症の方の置かれている状況やニーズに応じた個別支援を行い、住み慣れた地域で継続できるように支援する。また、小学校や企業、地域のグ

ループ等で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の理解を深めるとともに、相談窓口である包括支援センターのPRを行う。特に、新たにオープンした大型スーパーや開催実績のない小学校には、積極的に働きかけをしていくとしている。

中部地域包括支援センターの計画書の詳細については、11ページ以降に掲載している。次に、14ページ、西部地域包括支援センターの今年度の重点課題と具体的取組、1つ目は総合相談支援業務について、課題としては、今年度より運営法人が変更となるため、地域との関係性構築が必要なことから、地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送ることができるよう、どのような困り事があるか聴取し、どういった支援が必要となるのか把握する必要がある。計画としては、相談されるセンターを目指すため、全スタッフが地域との関係構築が必須であり、新しい地域包括支援センターの周知活動を行い、自治会や民生委員等の協力いただける人材把握をするために、自治会の会合等に出席するとしている。

2つ目は、生活支援体制整備事業について、課題としては、今年度より運営法人が変更となるため、様々なグループとの関係性の構築が必要と考えている。計画としては、既存の通いの場の継続をしていくを中心、しっかりととした関係性の構築、さらなる通いの場への参加者増加を目指す。また、新たな通いの場の新規設置を2か所行うとしている。のために、地域住民への周知活動を行い、地域住民の互助活動による助け合いを促進していくこととしている。

3つ目は、認知症地域支援・ケア向上業務について、課題としては、今年度より運営法人が変更となるため、認知症カフェ参加者との関係性構築が必要ということで、認知症があっても地域で安心して生活を続けていけるように、「認知症についての正しい知識で見守る」ための人材不足が挙げられる。計画としては、認知症カフェの参加者等の関係性を構築するため、包括スタッフも偏りなく参加し、顔の見える関係をつくる。また、市民向けや通いの場等を対象に、認知症サポーター養成講座を年4回実施するとしている。

西部地域包括支援センターの計画書の詳細については、15ページ以降に掲載している。次に18ページ、在宅介護支援センターの事業計画についてであるが、総合相談業務については、計画の部分は市が記載したもので、具体的取組の部分を中心に説明する。

まず、地域におけるネットワークの構築については、ブランチとして、担当エリアの包括支援センターが主催するイベントに参加協力することを通じて、地域におけるネットワークを構築していく。2点目としては、行政が主催する会議や勉強会、さらにイベント等

に参加し、多くの機関と相談協力できる関係をつくり、ネットワーク構築を行う。

実態把握については、あんしん生活調査を今年度「野火止1～3丁目、八幡町3丁目」で実施し、支援が必要な高齢者には、担当の地域包括支援センターとともに支援を行う。2点目として、あんしん生活調査の実施により得られた情報を基に、地域包括への地域課題の解決に努めていく。また、今回は野火止の方が対象地区になるため、西部地域包括支援センターへ報告し、地域ケア会議等に役立てるとしている。

次に、総合相談では、相談者のニーズを正確に把握するために傾聴に努め、相談受付票に分かりやすい表現で記録を行うということが挙げられる。また、引継ぎが必要な案件については、担当エリアの包括支援センターへ報告し、課題解決に向けて共に取り組んでいくとしている。ブランチ内において複数職員で担当し、迅速に課題解決が図れるように努めるということと、困難案件については、担当エリアの地域包括支援センターへ連絡し、適宜必要な処置を共同し行政機関等と連携しながら対応していくとしている。

次に、運営体制の中で、職員配置については、配置に必要な三職種に加え、設立経験がある法人職員を1名配置し、適切なブランチの運営を行っていくということが挙げられる。また、ミーティング等を通じ、情報共有を行いながら、職員間の連携体制を構築することと、職員のスキルアップに努めていくとしている。

チームアプローチの確立については、三職種が参加する検討会を行い、それぞれの専門的意見等を集約し、具体的な支援等を検討し、課題解決につなげるようとする。また、ブランチ内で検討した支援内容を担当エリアの地域包括支援センターと共有し、課題解決に向けた支援を共同して行うとしている。

職員の資質向上については、内部あるいは外部の研修に月1回は参加し、自己研鑽を行うこととしている。また、研修に参加した職員は、研修内容を分かりやすくまとめ、他の職員にも伝え、職員全員のスキルアップを図るとしている。

情報管理については、個人情報保護に関する研修に各職員が年1回は参加することや、ブランチ内では勉強会を開催し、個人情報保護の重要性を常に心がけるようということが主な取組として計画している。

地域包括支援センター等の事業計画書については以上である。

【会長】 事務局の説明に対し、質問・意見等はあるか。

【委員】 3つの地域包括支援センター、在宅介護支援センターの方が出席しているので、ただいまの説明にあった取組についての進捗状況や、今抱えている課題など伺いたい。

【東 部】 東部地域包括支援センターであるが、この重点課題について、3つの重点課題で挙げている中で、まず、1つ目の第2層協議体、地域との多職種の連携による場面が少ないと、いうところで、上の原団地において、2か月に1回、連絡会、自治会の方、あと民生委員さんの方と一緒に話をし、地域住民で困っていること、反対にこちらからすごく気になる方がいるということを連携しながら相談を進めている。

昨年度は福祉用具の使い方が分からぬということで、介護保険を含めた様々な話を団地の管理者と連携しながら住民向けに情報発信を行った。また、地区センターだけでなく、7月には浅間町の方で、店舗の活用を打診され、地域の方にぜひ使っていただきたいという意見を受け、東久留米市だけでなく、新座市の社会福祉協議会も興味を示され、総数で20名が集まり、どういうふうに使っていったらいいかというテーマで、皆さんから意見をいただき、9月にはそこの場所を使わせていただくようになり、昨年度に比べて、今年度は本当に私たちも何か意識をちょっと変えて、これも連携になるんだなというところで、実施回数も昨年は1回だったのが10回近くまで上がっている。

認知症のカフェについては、以前はコーディネーター中心で進めていたが、現在は隔週で、相談員含め全員で地域づくりの話を行い、認知症カフェ、地域の自治会の体操なども全員で回るようにし、住民の方からの相談もその場所で受け付けるなどのケースも増えてきている。

総合相談については、みまもりネットワークが年2回ということで、まだ1回しか、民生委員中心にはできていないが、またこれから計画してやっていきたいと思う。

全体的には、今お話しした色々な計画を実行していくに当たって、相談員5名でやっているが、その中でいろんな、本当に多種多様な相談が増えているおり、かなり繁雑な状況もあり、他の地域包括支援センターでも同様だが、困難ケースや虐待ケースは、2名体制というのはやはりかなり負担が増えているといった状況である。

以上である。

【中 部】 続いて、中部地域包括支援センターであるが、今年度の重点課題と具体的な取組の1番目、「ボランティアゴミ袋を活用した地域のみまわり活動」というものを実施しようと努力しているところである。こちらは、昨年、令和6年度の第2層協議体会議で、学園町に侵入窃盗があったということがあり、そのケースを基に会議を行い、その中でアイデアが出たものになる。元々、こちらのボランティアごみ袋を使った活動は、地域の民生委員さんが既に行っていたもので、その地域の民生委員さんと一緒に、どのようにごみ

を拾って、どのような形で住民の皆様にその活動を広げていけるのかということを相談しながら、これから具体的に詰めているところである。

それから、2番目の困難ケースの対応について、先ほど東部地域包括支援センターの話もあったが、相談員があまり多くなく、問題が複雑化・重層化しているという課題にもあるとおり、2名体制で対応しないと、それぞれの相談員の負担も大きいと考えて、2名体制でという目標を掲げてはいるが、そのケースの特性に合わせた職種を配置するというところまでは難しいというのが現状である。できる限り2名体制で負担がかかるないように、対応を心がけている。

3番目の認知症の件であるが、新たなグループに対して、認知症サポーター養成講座を促し、特に小学校や、こちらの計画にもあるとおり、新たにオープンした大型スーパーに対して声かけをしているところあるが、まだ実施にまでは至っていない。ただ、毎年自由学園の最高学部の学生の授業の一コマとして時間をいただいていたり、今回は自由学園のリビングアカデミーというところからもお声がけをいただき、今月の25日には、認知症サポーター養成講座を行っていく予定になっている。その他、老人会でもミニ講座として呼ばれる事もあるので、地道に、着実に認知症の情報や知識などを、皆様に伝えていっているところである。

以上である。

【西部】 続いて、西部地域包括支援センターであるが、今年度より運営法人が変更し、スタッフも総入替え、新しいメンバーでスタートを切っている。

その中で重点課題等として、1番の総合相談支援業務に関しては、年度初めから運営法人が変わっていることからまず、メンバーも最初から地域との関係性づくりをしなければならないというところがある。相談されるセンターを目指すということを掲げて、各地域の様々な人材の方と日々お会いしながら関係性を築いている最中である。立地場所が変わったこと、これまでと比べ大通りに面していること、滝山の団地のすぐそばというところで、来所をしていただける方もこの4か月間でかなり多いなど感じており、気軽に来所しやすくなっているのかなというのが実感である。

2番の生活支援体制整備事業について、こちらも他の地域包括支援センターが長年つくり上げてきて、今活動していることを大切にしながら、メンバーが変わったというところでは、最初から関係性をつくっている最中である。その中でも、コーディネーターを中心日に日々活動に参加しながら、そこに相談員も一緒に行き、各スタッフが様々な方、地域の

方々との顔を知る関係を今つくっているところで、さらに我々としては、新たに2か所、通いの場というところの設置を目指している。また、大規模団地があることから、団地の中でも、自主グループ、活動するグループがあるのだが、位置的に端のほうだと通えないということもあるので、そういう大規模団地の中での、課題解決を考えている。

3番の認知症地域支援・ケア向上業務では、こちらも認知症カフェ参加者等との、まず、運営している方との関係性を構築、こちらもコーディネーターだけではなく、包括スタッフも偏りなく関係性をつくっていくといったところで活動している。また、市民向け、通いの場等を対象に認知症サポーター養成講座を年4回実施すると計画をしており、まだ市民向けに1回しか実現はできていないが、今後いろんなところにお声がけをしながら、残りの認知症サポーター養成講座の開催に努めていく。

以上である。

【在宅】 続いて、在宅介護支援センターであるが、まず、地域におけるネットワークの構築ということで、こちらについては、各地域包括支援センターで開催するイベント等については、我々は今3名で活動している都合上、その3名の中で、業務に支障のない範囲で参加している。また、行政が主催する会議や勉強会にも月1回以上は参加するようにしていて、報告書等々を作成し、内部で回覧、勉強会的な形で共有をしている。

続いて実態把握であるが、あんしん調査を6月の下旬に郵送し、野火止と八幡町については、独居世帯を中心に実施し、返送がないものについては、8月で暑い中ではあるが、職員が順番に巡回し回収に努めるという行動をしている。おおむね今月いっぱいで、回収も含めた色々な部分が見えてくるかと思っている。10月以降には世帯別の対応を行っていくという流れで考えている。

続いて、総合相談についてであるが、相談表に分かりやすく表現していくことで、こちらについては、内部でどういうふうにやったら効果的かという部分と、もともと9月頃より各地域包括支援センターで実施をした内容を勉強しながら、あとは内部で注意等々をしながら、改善して記録していくという形式を行っている。

条例等に沿った人員配置であるが、3名設置し、毎朝のミーティング等で業務の改善等につながるような対応を行っている。

多様化・複雑化した相談については、三職種が参加する検討会を月1回は実施していて、困難な内容であれば、ブランチ内で検討したものを各地域包括支援センターに報告または対応、協議するような形で実施している。

職員の業務に必要な知識、相談技術やケアマネジメント技術の向上と併せ、各職員が学んだ内容を共有するという点では、勉強会的な活動を報告書という形にて作成して対応していく。個人情報の保護等々の内容についても、漏れのないような形で対応する体制を構築している。

在宅介護支援センター（プランチ）は令和6年10月から開設しており、支援のところでは10月では41件であるが、令和7年6月で197件、7月で327件という件数となっている。そのうちの120件があんしん調査の内容になるため、7月までの内容で、概ね10月から比較し5倍の200件程度まで相談件数が増えているという状況である。困難事例の対応についても、10月から12月はなかったが、6月で7件、7月で10件ということで、困難事例については我々だけでは対応し切れない部分があるため各地域包括支援センターで対応、一緒に協議し、対応しているというところがある。

一方で、あと1か月強を過ぎると丸1年になるが、運営・運用上での情報、課題としましては、我々では、ケアマネジャーを選任する上で、担当するケアマネジャーがすごく少ないということがあり、見つけることがすごく困難なことになっている。これは、在宅介護支援センターだけではなく、各地域包括支援センターとも同様で、場合によっては同じ居宅事業者の方に被るような形でお願いする可能性もあり、ケアマネジャーが足りないということになっている。また、要支援の方にケアマネジャーをつけるという形になった際に、各地域包括支援センターに、こちらからケアプランの関係もあり、お願いする関係であっても、その各地域包括支援センターの方も人数的な部分で結構苦しいという状況もあり、依頼するところでも、なかなか難しいという案件がある。この関係については、昨日、ケアマネジャーに関してという形で市にお願いをしたところである。これについては、各地域包括支援センターと合わせて市に依頼を入れたというところである。

以上となります。

【会長】 ただいまの回答、またその他質問などあるか。

【委員】 各地域包括支援センター、在宅介護支援センターのそれぞれの話の中で、本当に相談やみまもりや、困難事例の対応の数は増えてきており、複雑化してきているなど感じている。通いの場について、東部地域包括支援センター、西部地域包括支援センターでは報告書、計画書にて書き込みが多く見受けられるが、中部地域包括支援センターは書き込みが少なかった印象を受けるが、これは通いの場の運営に関して、その内容や、通いの場をたくさん設置すること以外に、運営を含めた統一した指針、市の方針があるのかど

うか伺いたい。

今、通いの場に関して、市の保険年金課にて検討がなされていて、そこでの方針が、今後、それぞれの地域包括支援センターでも検討されている内容と結びついていくのかどうか。例えば、健康づくりとか介護予防であると、やはり今リハビリテーションみたいなものと、栄養管理と口腔管理が一緒にやるのが大切だよみたいなことも言われているので、そういうことがみんなに伝わるのか、それぞれの個別の方向で実施しているのか伺いたい。

【事務局】 中部地域包括支援センターの重点的な取組において、通いの場のこと等の記述はないが、計画書本編の13ページの生活支援体制整備事業の中で、自主グループに対する支援や、今年度の計画について記載をされている。中部包括支援センターでも通いの場や介護予防のところについては取り組んでおり、ここの計画書の項目が委託内容と市が計画として上げているところになることから、地域資源の把握や、地域資源の開発、生活支援のための体制整備ということで、そういう中に通いの場の立ち上げも含まれている。また、委員から話があった介護予防と保健事業の一体的な実施について、計画書の中にも連携して事業を行っていく旨の記載があり、その中で連携し、通いの場への取組というのを一緒に行っているところである。

【委員】 計画書は計画書で、それぞれの業務の課題と対応というのは、一歩進んだものであると考えるが、具体的なところへ向けた方針がそれぞれ、各地域包括支援センターで異なるのか、市のほうでこんなことをやりたいといった目標があるのかということも伺いたい。

【事務局】 保険年金課で高齢者の保健事業と介護予防の一体化に取り組んでいるが、情報の共有については各課が集まり実施しており、その中でどういったスキームで実施するのが効果的かなど、去年から始めた事業であり隨時検証しながら事業を進めている状況である。

【会長】 他に質問等なければ、事務局より議事に係る説明を求める。

【事務局】 本議題で地域包括支援センターに関する議題は終了となることから各地域包括支援センター職員の方、在宅介護支援センター職員の方は退席となる。また、2名の委員については、これより委員席へ戻ることとしたい。

(センター職員退席) (委員移動)

議題4 第9期計画の数値目標の進捗等について(令和6年度取組評価)について

【会長】 議題4について、これについても事務局の説明を求める。

【事務局】 議題4、第9期計画の数値目標の進捗等について、資料4に沿って説明する。

法定報告であるが、介護保険法117条では、市町村は介護保険事業計画における取組の実施状況及び目標の達成状況の調査・分析、計画の実績に関する自己評価等を実施するとともに、自己評価結果の公表に努め、都道府県に報告することとされている。このことについて、市では、東京都に対し、第9期計画の自己評価をしたものと報告している。本日はこの内容を本協議会に報告し、後日、議事録として公表することとしている。

表の最上段になるが、左側が第9期計画に記載した内容、右側がそれに対しての自己評価を記載している。本日は6個の項目について、各担当より説明をする。

【事務局】 別紙、第9期計画期間における数値目標の達成状況に沿って報告する。No.1の目標表題としては、介護予防・生活支援サービスに係る数値目標についてである。こちらの目標としては、支援強化型の訪問と通所介護サービスの利用者数について数値目標を設定している。

実施内容としては、支援強化型介護サービスの利用者数は令和6年度21人であった。窓口質問票の活用を実施したこと、サービスの担い手やサービスの受け手に対する広報や手引書等の作成により、周知啓発を実施した。また、支援強化型サービスに特化したパンフレットを新たに作成して、周知に努めている。介護予防連絡会において勉強会を開催し、好事例の横展開を行い、課題の抽出を行った。また、医師会の説明会に参加し、事業の周知なども実施している。この他、近隣医療機関へ訪問し、医療相談員等へ事業の説明を実施した。

自己評価としては、おおむね達成出来たとしており、数値目標は達成できなかったものの、窓口質問票等の活用により、利用者数の増加にはつながっていることから、おおむね達成できたとしている。

次に、No.2の一般介護予防に係る数値目標についてであるが、こちらの目標としては、介護予防に資する「通いの場」の設置数を数値目標として挙げている。令和6年度150か所、令和7年度155か所、令和8年度160か所としている。

2点目に、介護予防に資する「通いの場」への参加率を数値目標としており、令和6年度を5%、令和7年度を5.5%、令和8年度を6%としている。実施内容としては、介護予防に資する「通いの場」の設置数は、令和6年度162か所を設置しており、うち新規

設置が 11か所あった。介護予防に資する「通いの場」の参加率については令和6年度 6.17% であった。自主グループへの専門職派遣については 12回実施している。市民への啓発として、講演会であるとか府内関係機関との連携ということで、第1層協議体にて、関係機関と連携した「通いの場」への移動手段等について検討してきた。

自己評価としては、達成できたとしており、一般介護予防事業参加者の卒業後の活動場所として、「通いの場」を生活支援コーディネーターが提案する中で、新規設置数及び参加率は数値目標を上回ることができた他、専門職の派遣をすることで、「通いの場」の立ち上げや継続支援を実施することができた。

裏面に移り、No.3 の認知症総合支援に係る数値目標についてであるが、こちらの目標としては、新規の認知症サポーターの人数として、毎年 500 人という数値目標を挙げている。

実施内容としては、新規サポーターの人数として、令和6年度は 671 名、18か所で養成講座を実施した。認知症に関する相談窓口周知のため、地域包括支援センターのポスター等を引き続き公共施設等に掲示した。

自己評価としては、達成できたとしている。令和6年度の新規サポーター人数が 671 人で年間計画以外の講座も多数実施できており、また、高齢者のみまもりに関する覚書の締結を契機に、企業への出張講座を開催し、認知症に関する相談窓口の周知にもつながった。地域のキャラバン・メイトの協力も得られ、実践に即した講座が実施できた。認知症に関する相談窓口の周知のために、包括支援センターのポスターを引き続き公共施設に掲示し、周知が図られている。

次に、No.4 の在宅医療・介護連携に係る数値目標であるが、こちらの目標は、在宅療養に関する研修会の開催回数である。令和6年度、4回、令和7年度、令和8年度もいずれも 4 回と設定している。

実施内容としましては、在宅療養に関する研修会の実施回数は令和6年度においては 5 回であった。東久留米市在宅医療・介護連携推進協議会は 3 回開催した。

自己評価は達成できたとしており、在宅療養に関する研修会の回数を開催できしたことや、協議会も開催できた。また、認知症に関する研修や病院の機能・つなぎ方、ACP 等の多職種とのグループワークの内容を盛り込んだ研修を実施することで、顔の見える関係や多職種から知識が得られる機会となっているとしている。

【事務局】 次に No.5 の介護給付費の適正化に係る数値目標であるが、こちらの目標とし

ては、ケアプラン点検を実施した指定居宅介護支援事業所数としており、市内の指定居宅介護支援事業所を対象とし、3年間で全事業所の点検を実施することとしている。

令和6年度については、9事業所のケアプラン点検を実施している。計画的に実施できており、9期計画中での目標達成を見込んでいる。

課題としては、書類作成や面談時の時間的拘束等、点検を受ける事業所の負担が大きいことが挙げられる。対応策としては、事業者の負担軽減を図るため、提出書類を見直し、面談の所要時間の短縮と点検の効果的、効率的な実施方法を検討しているところである。

【事務局】 次にNo.6の地域包括支援センターの機能強化に係る数値目標についてであるが、包括の認知度の向上で、数値目標が60%、こちらは令和7年度に実施予定の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、「地域包括支援センターを知っていますか」という設問に対する「知っている」という回答の割合としている。

令和6年度の取組の実施内容としては、様々な機会や媒体を活用し、地域包括支援センターを周知してきた。

自己評価としては、おおむね達成としており、全戸配布である広報ひがしくるめにて、定期的に包括や包括事業について案内を掲載するとともに、5月にはタブロイド紙を挟み込み、包括の事業について周知している。また、三師会や公共施設にパンフレットやポスターを配布し、周知を行った。加えて、市の介護予防事業や地域包括支援センターの地区活動において、在宅療養ガイドブックや、知って安心認知症ガイドブック等の媒体も活用しながら、高齢者の総合相談窓口として包括の周知を行った。

課題としては、包括の事業内容も含めた認知度については低い傾向がある。対応策としては、市報やパンフレット等を通じた周知を継続的に行うとともに、包括の職員が、支援が必要な高齢者に対して、積極的に自宅や地域に出向いて相談を受けたり、必要な情報やサービスを提供するアウトリーチの活動があるということについて、適切な機関や制度・サービスにつなげることを行っていきたいと考えている。

説明は以上である。

【会長】 事務局の説明に対し、質問・意見等はあるか。

【委員】 先ほども地域包括の通いの場のことを伺ったが、2番目の一般介護予防事業について、数値目標はこれでよく、また、その達成に関しては進めていってもらえるといいと思うが、専門職の関わりにおいて、リハビリテーション専門職と栄養士の記載があるが、老健施設、介護保険施設の中でも、やはり口腔、栄養、リハを一体化してやろうとか、

回復期リハビリテーション病院でもそれをやると、医療のほうであるけれども点数がつく話になっており、国においてもそれはしっかりやったほうがいいよねという話になっていく。もともとの一般介護予防の厚労省が出した資料の中でも、これは3つの職種が関わったほうがいいのではないかということと、ポピュレーションアプローチは出来ているけれども、ハイリスクアプローチでは、やはりかかりつけ医の先生や、かかりつけ歯科医に実際に相談したほうがいいよねという流れができつつあることが必要とも書かれていると思うので、充実していただけるのであれば、その点も要望として考慮していただきたいと思う。

【事務局】 意見を参考にしたい。

【会長】 他にあるか。

【委員】 委員からお話もあったが、介護医療一体は、介護予防という視点から、今、土俵が2025年問題から2040年問題に移っているという中で、国でも取り上げられているかなと思っている。医療から入るのか介護から入るのかによって、一定事業の区分けも、これは国の方針で仕方がないのかなと思うが、結果、今、委員が言われるように、介護予防が今後、経費、費用という表現はよくないのかもしれないが、そういう方向に動いている中では重要になると思っているので、意見として、その点は今後、予防のほうが重要なテーマになってくるのかなと思う。

【会長】 他になければ、議題は以上として、その他として、各委員、事務局より何かあるか。

(4) その他

【事務局】 事務局から7件の報告と連絡事項である。

まず、1件目の報告であるが、第10期計画策定に向けた高齢者アンケート調査の実施について、参考資料1に沿って説明する。

前回の協議会において、第10期計画策定に向けたコンサルに係る委託契約について説明したところであるが、このたび、その委託先については、株式会社名豊に決定した。

スケジュール上、令和7年度においては、計画策定に向けた基礎資料を整理することとなり、具体的には、被保険者を対象とした高齢者アンケート調査、介護事業所を対象としたアンケート調査、認知症当事者へのヒアリング調査を実施する。

1の（1）介護予防・日常生活圈域ニーズ調査については、要介護認定に至っていない被保険者を対象に2,000件を実施し、（2）在宅介護実態調査については、要支援・要

介護者、その家族を対象に1,200件実施する。回答方法については、これまでの郵送に加え、ウェブ上の専用フォームを活用していく。高齢者アンケートの実施スケジュールであるが、11月に発送し、翌年1月には回収を行う予定としている。本日は、調査票の作成前の段階であるため、イメージとして国の基本様式の抜粋を添付しているが、参考資料の冒頭に記載しているとおり、国の示す「必須」「オプション」項目、市の「独自」項目を設定し、「必須」項目については網羅していくこととする。また、今後調査表の案が定まり次第、文書にて、委員各位に意見照会を行う予定である。

資料裏面の3、(1)介護保険事業推進に関するアンケート調査については、事務局にて整理し、年度内での実施を予定している。

(2)認知症当事者へのヒアリング調査については、第10期計画から認知症施策推進計画を含めることに伴い、初めて実施するものであるが、その内容などについては、今後、委託事業者と調整の上、整理でき次第、委員各位に報告する予定となっている。

以上が報告の1件目である。

次に、報告の2件目であるが、前回の協議会において、今後、資料のペーパーレス化を図っていきたい旨、お伝えしたところであるが、このたびの協議会開催通知と併せて、資料の電子化に係るアンケートを委員各位にお願いしたところである。集計状況についてあるが、回答率については約64%で、設問の端末の所有状況については、ネット環境と合わせ、約85%の方はスマートフォンのみの所有、自由意見としては、スマートフォンで資料を見るのは困難であるという意見が多くあった。事務局としては、可能な範囲ということで考えており、アンケートにも記載したが、例えば市で準備した端末を席上に配置するなどの対応などを含めて、今後検討をしていく。引き続き折に触れ報告、また、提案をしたいと思っている。

以上が報告の2件目である。

【事務局】 次に報告の3件目、介護予防支援事業所の廃止についてである。介護予防支援事業者の指定に当たっては、本運営協議会に諮ることとしており、届出があった際は随時報告しているところである。今回、令和6年4月1日に指定した「居宅介護支援事業所きつける」より廃止の届出があり、5月25日付で廃止となったことを報告する。これにより、市内の介護予防支援事業所数は5事業所となった。

次に4件目、令和7年第3回市議会定例会において、補正予算案を提出し、新たに2つの事業を計画しているので、報告する。1点目としては、「物価高騰対応介護サービス等事

業者支援事業」で、こちらは、直近の介護報酬の単価改定以降、急激な物価高騰等の社会経済情勢の変化により、厳しい状況にある介護サービス等事業者に対して、国の「重点支援地方交付金」を活用し、支援金を給付するものである。支給額は、各事業所のサービス種別に応じて単価を設定する予定であり、訪問・相談系事業所については、事業所当たり6万3,000円、通所系事業所については、定員1人当たり9,000円、多機能系事業所については、定員1人当たり1万円、入所・居住系事業所については、定員1人当たり2万1,000円を予定している。

2点目としては、「介護サービス事業所等生産性向上支援事業」で、市内の居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所に対して、「ケアプランデータ連携システム」の導入促進支援を行うものである。この「ケアプランデータ連携システム」とは、厚生労働省が進めているものであり、毎月、介護事業所間でやり取りされるケアプランの予定・実績情報について、これまでファクスや持参するなどによりやり取りしていたものをオンラインで完結できるシステムであり、システムの普及を進めることにより、介護事業所の業務負担軽減及び生産性向上を図るものである。

いずれの事業についても、第3回市議会定例会において、補正予算が認められた後、実施していく。

次に5件目、しごとフェアの開催についてであるが、地域の中で福祉職場での就労意欲のある人材を掘り起こし、求人事業所と結びつけることにより、福祉人材の確保に資することを目的に、東久留米市内障害福祉／介護事業所合同就職相談・面接会「しごとフェア」を令和7年11月12日の水曜日に、東久留米市役所1階市民プラザホール・屋内ひろばにて実施する。こちらは、昨年度までは障害福祉事業所のみを対象として開催していたが、今年度より介護事業所も参加できることとなった。現在、市内介護サービス事業者・施設に対して、参加希望を募っているところである。これについては、市ホームページ・広報等で周知する予定である。

【事務局】 次に6件目であるが、「介護のしごと入門研修」について報告する。介護福祉課では介護の裾野を広げ、新たな人材を確保するための取組として、介護や介護の仕事に関心のある方を対象に、介護に関する入門的研修の実施から市内の介護事業所等とのマッチング支援を一体的に行う「介護のしごと入門研修」を毎年実施している。令和6年度は年2回、各7日間の日程で実施し、受講決定者は21名となつたが、実際の研修参加者は体調不良等により14名となっている。また、うち1名は市内介護事業所にて就労してい

る。今年度も年2回の開催を予定し、現在、1クール目の研修を実施しているが、受講決定者は20名、実際の研修参加者は17名となっている。なお、今年度より、周知方法として市の公式LINEを追加している。6件目の報告は以上である。

【事務局】 次に7件目あるが、参考資料に沿って令和7年度新規事業について報告する。事業名は認知症サポート検診事業で、目的としては、認知症を正しく知り、認知症の前段階である「軽度認知障害（MCI）」に早く気づき、認知症の発症を遅らせる取組を御自身の生活に取り入れられるように支援すること。2点目として、認知症サポート健診で認知症の疑いありと判定された方には、専門医療機関の受診をお勧めし、早期発見、早期治療につなげることを目指す。3点目として、検診で認知症の疑いなしと言われた方にも、認知症予防に有効と言われている「人との交流」「食事」「運動」ができる「通いの場」等への活動へつなげるということを目指している。事業の対象者としては、50歳以上の東久留米市民の方で、認知症の診断を受けたことがない方、要介護認定を受けている方は除くとしている。予算額としては、1,244万7,000円となっており、財源としては、東京都の「認知症サポート検診事業補助金」を活用し、補助率が10分の10となっている。実施手法として、株式会社エーザイに委託をし、事業内容としては、検診の実施方法は集団形式で行い、事前申込み制とし、日時は令和7年9月19日金曜日の午後帯と、20日の土曜日の午前と午後という形で、場所はわくわく健康プラザで開催を予定している。定員は160名で、1時間程度の検診枠に16名という形で実施していきたいと考えている。主な内容としては、問診の後に認知機能検査として、タブレット端末を用いた「ブレインパフォーマンス」というセルフチェックを行っていただいた後、看護師による問診と結果説明で、認知症の疑いがある方に関しては、医師のところで結果説明と、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行う形となる。また、個別相談やミニ講座も開催し、認知機能低下の疑いがない方に対しても、予防にとって有効と言われる内容についてお伝えしていくと考えている。周知については、9月1日号の広報に掲載する他、三師会と公共施設や各医療機関へチラシを順次配布しているところである。

報告については、以上である。

【会長】 事務局の報告について、何か意見等あるか。

【委員】 高齢者アンケート調査であるが設問において「調査対象者様ご本人について、お伺いします」というA表の問7で、抱えている傷病についてという質問があるが、可能であれば回答の選択肢に歯科を一つ入れることは可能か。恐らく、在宅の方で歯科の問題

を抱えている方もおられるかもしれないので、第10期の介護の様々な計画を立てる際に、その部分を入れておいていただくとよいかと考えるので検討されたい。

【事務局】 前向きに検討を進めたい。ただいまの設問に關わらず、後日、全体の設問案が整い次第、委員各位へ意見を伺うので、その際には改めて確認されたい。

【委 員】 情報処理についてであるが、アンケートの集計は、クロス集計をかける形で成果となるのか。

【事務局】 具体的な集計の成果は調整中であるがクロス集計を見込んでいる。

【会 長】 他に何かあるか。

【委 員】 議事進行についてであるが、本日のように当日配付の資料が膨大であると、この会議中に全ての資料に目を通し、質問や意見をするというのは困難だと思う。さらに、読み合わせのような会議の進行になると長時間になってしまふので、できれば事前配付を行い、委員各位が目を通し、この会議に参加していただよいと思うので、検討されたい。

【事務局】 事前配付に努めていく。

【会 長】 他に何かあるか。なければ連絡事項へ。

【事務局】 次回の開催日についての連絡事項であるが、例年に倣えば11月の開催を見込んでいるところである。また詳細等が定まり次第、改めて連絡する。事務局からの報告、連絡事項は以上である

【会 長】 それでは第4回東久留米市介護保険運営協議会を閉会とする。

閉会時刻：午後8時40分